

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

福島県南会津郡南郷村

## 2 構造改革特別区域の名称

ふるさと南郷再生特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

福島県南会津郡南郷村の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 地勢

南郷村は、福島県の西南部に位置し、南会津郡の西部にあって、越後山系の標高1,000m級の山々に囲まれた典型的な峡谷型の山村です。総面積は119.5km<sup>2</sup>、その87%が山林で占められ、耕地は流域を南北に貫流する伊南川流域に拓け、両岸に集落が点在しています。

### (2) 気候

気候は、裏日本型に属し、夏は高温多湿ですが、朝晩は涼しく高温期間は比較的短く、降雪期間は11月下旬から4月上旬までと長く、最深積雪量も2.8mとなり、特別豪雪地帯に指定されています。

### (3) 沿革

南郷村の歴史背景は、縄文、弥生時代の石器や土器の発見によって、その頃から生活していたことが事実として認められています。

昭和30年、大宮村と富田村が合併し、現在の村の体制が確立しました。南会津郡の東部地区とを結ぶ交通の要衝であり、西部地方の交通、行政、経済等の中枢的な役割を果たしてきました。

人口は、昭和30年の5,974人を最高に、若年層を中心とした人口流出に歯止めがかからず、現在、2,949人になっています。また、高齢者は1,119人で高齢化率は37.9%となっています。

### (4) 地域づくり

南郷村は、「農業と観光の村づくり」を基本目標に、地域の特性や自然環境を大切にしながら、まちづくりを進めております。

昭和30年代後半、米一辺倒の農業から換金作物の導入も迫られ、数品の試験栽培を行ったところ、夏秋トマトの品質、生産量が予想以上の結果を残し、農家の注

目を集めることになりました。その後、中核農家を中心に指導機関と農家が一体となって栽培技術や生産者の拡大に努力したところ、多くの困難を乗り越え苗の受委託方式、土地の一時交換利用など地域にあったトマト栽培形態を確立しました。昭和50年には「トマト共同選果場」が完成し、選別や箱詰め省力化が図られ、生産戸数、栽培面積が飛躍的に伸び、南郷村の農産物販売額の第一位を占める主要農産物となりました。

村としては、生産量を確保することがトマト産地を守ることとなることから、平成3年度から、新規就農者の栽培指導や住宅の斡旋なども行い、現在10世帯、31名の新規就農者を受け入れています。新規就農者の受入は、過疎化の進む南郷村にとって貴重な人口の増加でもあり、特に小学校の児童数の増加は、複式学級の問題解消など地域の活性化につながっています。

一方、高齢化率は年々高まり（平成17年37.9%）、人口の減少に歯止めがかからない状況も続いています。

昭和50年には、埼玉県浦和市（現在、さいたま市）と姉妹提携し、以降、ふるさとの家、キャンプ場、ホテル南郷等の施設整備が行われ、「第二のふるさと」として多くの市民が来村し交流が深められています。また、浦和市との姉妹提携を契機にスキー場開設（昭和51年）なども行われました。このことにより、冬期間の雇用が拡大され、旅館民宿などの開設もあり地域振興が図られました。

しかしながら、近年のウインタースポーツ人口の減少により、南郷スキー場の利用者も平成4年度126,791人をピークに平成16年度には66,287人となり、観光客は年々減少しています。このため、地域の特色を活かして都市住民との交流を拡大することによる地域の活性化が強く求められています。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

南郷村は、過疎と高齢化が進展していますが、一方では豊かな食文化があり、野菜を主とする自給自足による地域ならではの伝統食や直売所における農業加工品の販売など、地産地消を日常的に取り組んでいます。

しかし、豊かな食文化や農業文化、日常の営みを観光資源として考え、都市住民を受け入れるような農家民宿の事業は少なく、ウインタースポーツ観光客の受入が主となっているのが現状です。また、農家のグリーン・ツーリズムに対する概念も漠然としています。

都市住民が農村に期待するものは、安全で安心な食の生産現場としての農村生活体験であり、滞在して農家の人々と交流することで生まれるふるさとづくりであると言われています。

このような流れの中で、構造改革特別区域の特例措置である「特定農業者による濁酒の製造事業」を活用し、豊かな食文化や安全な食、日常の営み、豊かな自然が観光資源であることの認識を高め、農家のグリーン・ツーリズムに対する意識の高揚と受け入れ基盤の整備を進めることで、都市との交流人口の増加が図られ、農村

に光があたり、人が行き交う地域として南郷村の活性化につなげることができます。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

豊かに残された自然環境を生業として農業を営んできた先人からの贈り物と受け止め、この資源を未来の子供たちに引き継ぐために継続・循環の考え方にたち、自然環境と人の暮らしとの共生を目指すことにより、人々が支えあい、心の豊かさ  
と人のつながりが感じられるまちづくりを「南郷村第二次総合振興計画」で目指しています。

その実現に向けて、農業と観光の融合を図り、豊かな自然や農村文化といった地域資源と、多彩な人材等を活用したグリーン・ツーリズムを推進し、都市住民が求める、やすらぎ、心のふれあい、農作業の体験、そして、豊かな食文化を提供することで都市との交流拡大に努めることを目標とします。さらに、農家自らも心の豊かさを享受したり、自然環境と人の暮らしとの共生を再認識することで継続可能な農村社会の形成を目指します。

特に、南郷スキー場や自然体験エリアでの交流人口を地域経済に結びつけるために、農業体験や郷土料理と共に酒類を含めた、農村文化そのものを提供する体制を確立し、農家民宿の拡大や農業体験農園の経営など特色あるサービスの提供によって、交流人口の拡大と滞在型の観光振興を推進します。

## 7 構造改革特別区域の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

計画の実施により、都市と農村の交流が拡大し、交流人口の増加が期待され、地域の観光収入の増加が見込まれると共に、地域住民は地域の価値を理解し誇りある生活が意識づけられ、まちづくりの目標達成の推進役になると期待されます。また、農家民宿、農家レストラン等の開業や、都市への情報発信による食材の提供、特産品であるトマトの生産直売所、新鮮野菜の朝市の開設などによって雇用の拡大が期待できます。

### 観光客の増加

地域の魅力が向上することで、交流人口の拡大が期待できます。

現 在	平成 1 8 年度目標	平成 2 1 年度目標
215,000 人	236,000 人	300,000 人

地域住民による農家民宿や農家レストラン等の新たなビジネスへの取り組みが期待できます。

現 在	現在	平成 1 8 年度目標	平成 2 1 年度目標
農家民宿・農家レストラン等の開業件数	10 件	15 件	20 件
自家製による酒類製造件数		2 件	7 件

## 8 特定事業の名称

### 707 特定農業者による濁酒の製造事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### 農家民宿の開業支援

・農業を中心とした村民の暮らしは、祭や伝統芸能をはじめ食文化など多くの地域資源を内在しています。これらの地域資源に目をむけ、農作業を体験できる農家民宿を新たな産業活動と位置づけ、モデル農家の選定や農家改修を支援し、都市住民との交流・体験型観光を創出するためにグリーン・ツーリズムの推進と農家民宿の開業を支援します。

### 体験型、グリーン・ツーリズム事業推進体制の確立

・農村体験メニューの充実を図り、グリーン・ツーリズムで訪問される人々の指導者の育成を行います。受け入れ体制の整備を行ううえで、行政、観光協会、農業団体、農家民宿による横断的な意見交換や連携が図られる推進体制の確立を図ります。

### 濁酒を取り入れた農村観光事業の展開

・農家民宿や農家レストラン等において、グリーン・ツーリズムなどで来訪する都市住民に、昔から地域に伝わる郷土料理や濁酒(いわゆる「どぶろく」)を提供し、魅力ある農村観光を展開します。

・村内各地域では、「農業祭」など、農業に関する祭事が数多く開催され、村外からの来訪者も多くあります。これらの祭事やイベント等において特定農業者が製造する濁酒を提供できるような取り組みを行い地域の活性化につなげます。

(別紙)

1 特定事業の名称

707

特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、農家レストラン、飲食店など）を併せ営む農業者（以下、「特定農業者」という。）で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

ふるさと南郷再生特区（南郷村全域）内で特定農業者が当該特区内で所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造し、提供・販売する。

この場合において本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6kl））の規定は、適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

農村社会の食文化や伝統芸能の価値が見直されており、豊かな生活を追求しようという意識が高まっている。こうした中で、豊かな自然と今も受け継がれている地域の連帯感に裏打ちされた心温かい人々と共に、農村の伝統・文化を周囲の自然と共に維持保全しながら再生していくことが、地域活性化の視点と受け止め、その実現のために、農家民宿や農家レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造することが可能となる。また、小規模ながらも新たな農家の起業を喚起し、農村の食文化を活かした取り組みの広がりは、地域の活性化につながることを期待できる。

なお、当該事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。